

北海道大学北方生物圏フィールド科学センターと
和歌山大学との包括的連携に関する協定

(連携の目的)

国立大学法人北海道大学北方生物圏フィールド科学センターと国立大学法人和歌山大学（以下「両大学」という。）は、互いの自主性と独自性を尊重しつつ、緊密な連携、協力を通じて次項に掲げる課題を達成するためにこの協定を締結する。

(連携の課題)

上記の目的に基づき、次の課題について連携する。

1. 紀伊半島地域圏における研究面での相互交流に関する事。
2. 両大学の教育資源における教育面での相互交流に関する事。
3. 地域社会に対する貢献及び振興事業に関する事。
4. 科学技術の振興に関する事。
5. その他、協議会が必要と認めた連携課題に関する事。

(協議会の開催)

本連携協力にあたり、必要に応じ協議会を開催するものとする。

(協定の改廃)

本協定は、平成18年9月1日から発効し、協定の変更及び失効については、双方が協議するものとする。

平成18年8月31日

平成19年8月31日

北海道大学

北方生物圏フィールド科学センター長

和歌山大学

理事

笠賀一郎

森本吉春

北海道大学と和歌山大学との包括的連携に関する
協定に基づく連携協議会に関する申し合わせ

1. この申し合わせは、協定に基づき協議会の構成及び運営方式について定める。

2. 協議会の構成は、以下のとおりとし、連携を推進する事柄を決する。

北海道大学

- ・北海道大学北方生物圏フィールド科学センター長
- ・北海道大学北方生物圏フィールド科学センター森林圏ステーション長
- ・北海道大学北方生物圏フィールド科学センター和歌山研究林長
- ・北海道大学北方生物圏フィールド科学センター長が認める者 若干名

和歌山大学

- ・和歌山大学理事（研究・社会連携担当）
- ・和歌山大学理事（教育・入試担当）
- ・和歌山大学事務局長
- ・和歌山大学理事が認める者 若干名

3. 協議会は、毎年1回を目処に開催する。

その他必要が生じた場合は、両大学間で協議のうえ開催する。

議長は協議会を開催する大学が担当する。

4. 会議の開催担当は、1年ごとに交代する。